電気工事業者のための 改正労働基準法 わかりやすい解説

時間外労働編 パート1



一般社団法人 京都電業協会

2020年8月

いつから始まるの?

- 私たち工事業者に適用されるのは、2024年4月1日から。
- ・大企業は既に2019年4月1日から適用されています。
- 中小企業にも2020年4月1日から適用されています。
- ・しかし、工事業を含む一部の業種には5年間の猶予が与えられています。。。なぜ?
- 。それだけ**大変だから**なんです!!

- 1. 時間外労働の上限は年間720時間(法定休日労働の時間は含めずに)
 - 法定休日労働って?
 - あなたの会社の就業規則を確認して下さい。多くの会社は日曜日を法定休日としています。その法定休日に出勤することを言います。(つまり日曜出勤)
 - 36協定を締結すれば、月45時間、年間360時間まで時間外労働をさせることができます。また、特別条項付きの36協定を締結することで、年間の時間外労働の上限を720時間にすることができます(いずれも法定休日労働の時間は含めません)。
 - 36協定って?
 - 従業員に時間外労働をさせるためには、36協定という労使協定を結ぶことが必要です。これは労働基準法第36条に規定されていることからそう呼ばれています。(詳しくは36協定編で)
 - 【今すぐチェック!】
 - あなたの会社には就業規則がありますか?36協定を従業員と締結していますか?
 - 社員一人ひとりの昨年の時間外労働時間の合計を調べてください。(法定休日労働を除くのを忘れずに!!)720時間を超えている人がいませんか?

- ○2. 法定休日労働の時間も含めて、2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均、6か月平均すべてにおいて、
 - 80 時間以内に収まっていること
 - どう言うこと?
 - 年間の時間外労働の合計が720時間以内なら良いのではなく、月あたりの平均が80時間以内でないといけません。
 - 月あたり平均とは?
 - 隣接するどの2ヶ月、どの3ヶ月、どの4ヶ月、どの5ヶ月、どの6ヶ月の平均を取っても80時間以内でなければなりません。
 - 【今すぐチェック!】
 - 社員一人ひとりの昨年の毎月の時間外労働を並べてください。
 - そして、隣接する2か月、3ヶ月、4か月、5か月、6か月で、それぞれ平均を取ってみてください。法定休日労働を含めるのを忘れずに!!
 - 80時間を超えた平均はありませんか?

- · 3. 法定休日労働の時間も含めて、単月では 100 時間未満であること
 - どう言うこと?
 - ∘ 前項で2ヶ月平均が80時間であっても、120時間と40時間の平均で80時間ではダメ!と言うことです。
 - ∘ 法定休日労働の時間を含めて、1ヶ月の時間外労働は100時間を超えてはいけません。
 - 。【今すぐチェック!】
 - 社員一人ひとりの昨年の毎月の時間外労働を並べてください。法定休日労働を含めるのを忘れずに!!
 - ∘ 1ヶ月に100時間以上の時間外労働をしている人がいませんか?

- ○4. 時間外労働が月45時間(もしくは42時間)を上回る回数は、年間6回までであること
 - どう言うこと?
 - ・改正労働基準法では、法定休日労働を含めずに、時間外労働の上限は、原則、月45時間、年間360時間までと定めています。
 - 変形労働時間制を取っている企業は、月42時間までとされています。
 - その原則時間を超えても良いのは年間6回までに抑えなければなりません。
 - 【今すぐチェック!】
 - 社員一人ひとりの昨年の毎月の時間外労働を並べてください。法定休日労働は含みません!!
 - ∘ 45時間を超えた回数が7回以上ある人は何人いますか?

まずは理解から

- 現状と照らし合わせると、「守らなければならない4点」が守れない会社がほとんどではないでしょうか。
- ・しかし、2024年3月31日までに、これを守れる会社になる努力を行わなければなりません。
- どうすれば守れるようになるでしょうか?
- 明確な答えを持ち合わせている企業はほとんどないでしょう。
- だからこそ5年の猶予が与えられました。
- この間に我々は知恵を絞って、対策を練らなければなりません。
- そのためには、まずは法の理解から。。。
- この資料が、その理解の一助になれば幸いです。
- 今後も京都電業協会では、日々、工事で忙しい会員企業の理解促進を図るべく、活動して参ります。

今後の作成予定項目

- ∘わかりやすい解説 時間外労働編パート2
 - •月60時間を超える残業代の割増率が変わります
- •わかりやすい解説 36協定編
 - 。意味を理解しないまま締結している企業も多いようです